

**2019年度埼玉県の施策並びに
予算編成に対する重点要望・提案**

2018年10月19日

日本共産党埼玉県委員会

日本共産党埼玉県議会議員団

2018年10月19日

埼玉県知事
上田 清司 様

日本共産党埼玉県委員会
委員長 荻原 初男
日本共産党埼玉県議会議員団
団長 柳下 礼子

日頃の県政運営に対し、心より敬意を表します。

この間、朝鮮半島をめぐる、3回に及ぶ南北首脳会談、初の米朝首脳会談によって朝鮮半島の非核化と平和に向けた歴史的合意が交わされました。対決から対話へ、課題は残されていますが、スタートした平和のプロセスは後戻りするものではありません。こうした情勢の大激変のもとで、安倍政権の戦争する国づくりはその根拠を根底から失いつつあります。しかし、安倍首相は、9条改憲に突き進み、大軍拡計画を推し進めています。また、所沢米軍通信基地に県内で初めてオスプレイが着陸しましたが、その後米軍横田基地にオスプレイが配備され、県民の不安が高まっています。この点で、今年7月に全国知事会が日米地位協定見直しを求める提言を全会一致で採択したことは画期的なことです。

一方国政に目を向けると、今年の夏は「災害級」の猛暑に加え、大阪北部地震、西日本豪雨、台風21号、9月には、北海道胆振東部地震など、次々と甚大な災害が起きました。埼玉県内でも昨今、大雪や豪雨被害、竜巻など災害が繰り返されています。未曾有の災害多発に対して、従来の枠を超えた対策が必要と考えます。

安倍首相が成果と自賛する「アベノミクス」は、国民の8割が景気回復の実感がもてていません。日本経済の6割を占める家計消費は落ち込んだままで、労働者の実質賃金も減少するなど、国民の生活はますます苦しくなっています。とりわけ、重い教育費負担のもと、子育て世帯の貧困と格差への対策は急務です。

地方自治体の使命は、国政の暴走に対し、県民の防波堤となることです。沖縄では、尾長雄志前知事の遺志を受け継ぎ、辺野古基地建設反対を掲げてたたかった玉城デニー知事が誕生しました。沖縄のように、国の悪政に対してひるむことなく、明確な対決軸を示すべきです。

2019年度予算編成にあたって、第一の柱として「異常災害に対応する従来の枠を超えた災害対策を」、第二の柱として「子どもの貧困・格差をなくすため、子育て支援の抜本的強化を」をはじめとして、8項目（要望・提案件数342件）の重点要望・提案、地域の要求を提出いたします。

目次

I. 異常災害に対応する従来の枠を超えた災害対策を	1
(1) 豪雨災害の教訓を生かし、水害対策の強化を	
(2) 防災対策の強化、被災者の生活再建支援の拡充を	
II. 子どもの貧困・格差をなくすため、子育て支援の抜本的強化を	3
III. 国の社会保障切り捨て政策の防波堤となり、県民の福祉を守る県政へ	4
(1) 安心して子育てできる埼玉県を	
(2) 貧困・格差をなくし、再びチャレンジできる埼玉へ	
(3) 高齢者福祉の充実を	
(4) 障害者施策の充実について	
(5) 「住まいは人権」の立場で住宅政策の充実を	
IV. 誰もが安心して受けられる医療制度の確立を	11
(1) 国民健康保険について	
(2) 疾病対策について	
(3) 医師・看護師不足を解消し、安心して医療を受けられる体制づくりを	
(4) 安心できる医療体制整備を	
V. 県民の安全・安心、平和な埼玉の実現を	14
(1) 朝鮮半島の和平・非核化、核兵器禁止の実現のために	
(2) 戦争の惨禍を語り伝え、戦争のできる国づくりをストップさせる県政に	
(3) 自衛隊・米軍基地被害、安全対策について	
(4) 東日本大震災被災者への支援継続と放射能対策を	
(5) 安全・安心なまちづくりを	
(6) 交通安全の推進と交通環境の整備を	
VI. 地域産業を振興し、人間らしく働ける埼玉を	18
(1) すべての中小企業を視野に入れた産業振興政策を	
(2) 人間らしく働ける環境整備と雇用の確保を	
(3) 農業破壊の自由貿易協定に断固反対し、埼玉農林業の振興を	
(4) 緑豊かで公害のない埼玉県を	
(5) 自然エネルギーの推進で県内産業の振興を	
VII. 子どもの成長を保障する教育と文化・スポーツの振興を	25
(1) みんなが分かる喜びを実感できる学校教育を	
(2) 魅力ある県立学校づくりのために	
(3) 教育環境を整備し、一人ひとりにゆきとどいた教育を実現するために	
(4) 子どもたちの教育のために、豊かな人員体制整備を	
(5) 私立学校の振興のために	

(6) 文化的で豊かな生活を支える生涯学習・文化・スポーツの推進を	
VIII. 憲法と地方自治を守り、県民のための県政実現を	30
(1) 地方自治の花開く埼玉を	
(2) 女性の人権を尊重し、男女共同参画社会の実現を	
(3) LGBT等（性的マイノリティ）の権利を守り、差別をなくす	
(4) 過酷な取り立てをやめ、納税者の権利を尊重した徴税を	
(5) 不要不急の事業の見直しを	
(6) 県職員の定数増と処遇改善で、県民に奉仕する県庁に	
〔地域の個別要求〕	33

下線は新規要望項目・新規要望内容が含まれる項目です。

重点要望・提案事項

I. 異常災害に対応する従来の枠を超えた災害対策を

(1) 豪雨災害の教訓を生かし、水害対策の強化を

1. 県管理河川について、護岸や堤防などの総点検を実施し、補修強化等の必要な対策を行う。国管理河川についても、堤防などの総点検を実施するよう国に要望する。(県土整備部)
2. 災害情報伝達は、防災無線はもちろん、広報車、メール、SNS、個別訪問などあらゆる方法で迅速に住民に届く仕組みづくりを研究し、市町村を支援する。(危機管理防災部)
3. 浸水被害の危険性が高い地域では、避難所を早期に準備し、高齢者や障害者が予防的に早めに避難できるよう対策を講じ、市町村を支援する。(危機管理防災部)
4. ハザードマップの公開と住民への周知徹底を図る。各自治体や水防組織などと協力し、水害への危機意識を高め、早期の避難行動をとれるよう県民への啓発活動をいっそう強める。(危機管理防災部)
5. 台風やゲリラ豪雨などの水害から市民生活を守るため、都市部における調節池・調整池や下水道(雨水管、ポンプ場、貯留施設、道路側溝など)の整備を抜本的に促進するため、市町村を総合的に支援する。(県土整備部、都市整備部、下水道局)
6. 県単の農作物災害緊急対策事業をさらに拡充する。(農林部)
7. 大雨時の山崩れなどによる流木対策を強化する。(県土整備部)

(2) 防災対策の強化、被災者の生活再建支援の拡充を

1. 震災の教訓を生かした地域防災計画の見直しについて(危機管理防災部)
 - ①地域防災計画は防災・減災を基軸とした内容にするとともに、見直し作業では地域住民、特に子ども、高齢者、障害者などの「災害弱者」や女性の声を取り入れるため、障害者団体や女性団体など関係団体と懇談を実施する。特に障害者については、障害種別にていねいに意見を聞き計画に取り入れる。

- ②「避難支援に係る個別計画」の全市町村の策定を支援する。
県として市町村の福祉避難所運営マニュアルの状況をつかみ、実効性あるものにする。
また、福祉避難所職員の研修や備蓄など行う。
2. ハザードマップを土地利用の安全管理や災害危険地域の改善など減災対策に活用する。
土地利用に防災・減災の観点を徹底するために、都市計画を見直す。(都市整備部)
 3. 住宅密集市街地の防災対策を推進するため、市町村の防災街区整備方針の策定を強力に支援するとともに、地区の防災計画の策定を推進する。(都市整備部)
 4. プレハブ仮設住宅よりも住み心地のよい木造仮設住宅の普及のため、防災イベント等で木造仮設を展示するなどPRにつとめる。木造仮設を建設できる企業や職人を増やすための施工実習などを実施する。(危機管理防災部、農林部、産業労働部)
 5. 発災の際は、災害救助法施行令第1条4号(多数の者が生命または身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合)を迅速に適用する。災害救助法が適用されない場合も、埼玉県・市町村生活再建支援金制度を拡充し、とくに、床上浸水＝半壊への住宅応急修理費用相当(57万6千円)を支給する。地下室の水没などで居住に深刻な被害を受けたマンションなどにも、住宅応急修理費用相当を支給する。(危機管理部)
 6. 埼玉県・市町村被災者生活再建支援金制度について、大規模半壊・倒壊などの住宅には、住宅再建に必要な額に増額する。地盤の崩落で居住が不可能な場合にも適用する。国に被災者生活再建支援金の拡充を求める。(危機管理防災部)
 7. 学校における危険なブロック塀の撤去・改修を早急に完了させる。民間の危険なブロック塀についても、市町村と協力して撤去・改修を促進させる。(教育局・都市整備部)
 8. 土砂災害危険箇所の整備を急ぐ。土砂災害警戒区域において、日常的な訓練や住民説明会を市町村と連携して実施し、危険個所の認識を深め共有する。当該地域の住民が避難場所の確保、避難方法など災害対策のイメージが具体的にわかるようにする。土砂災害対策においては、緑化、間伐材利用、生態系の保護など環境への配慮を行う。(県土整備部)
 9. 大規模災害に対応できるよう、当該地域の県土事務所の職員を増員する。(県土整備部)

Ⅱ. 子どもの貧困・格差をなくすため、子育て支援の抜本的強化を

1. 子どもの貧困の実態を把握し、総合的な「子どもの貧困対策」を策定する。(企画財政部)
2. 乳幼児医療費助成制度について、全自治体が18歳まで対象拡大に進むよう県の対象年齢を拡大する。全自治体で窓口払いをなくす。(保健医療部)
3. 国民健康保険制度における子どもの均等割については、廃止するよう強く指導する。(保健医療部)
4. 給食費無償化を推進するため、実施自治体へ財政支援を行う。(教育局)
5. 県立高校の団体費や冷房費等の保護者負担の軽減対策を講じる。(教育局)
6. 埼玉県としての学生向けの給付型奨学金を創設すること。高校生向け奨学金にも給付制を導入する。高校生向け奨学金の手続きと支給時期を早めるとともに、各市町村で就学援助金を受けているすべての子育て世帯が奨学金支給を受けられるよう基準を見直し、予算を十分確保すること。(教育局)
7. 私立学校父母負担軽減事業補助については、県外高校や特別支援学校に通学する世帯についても県内高校への通学者同様の補助金を支給する。奨学金返還免除規定の失業や病気・障害などについて周知をはかる。経済的理由で退学する等教育を受ける機会を中断しないよう相談支援体制を強化する。(総務部、教育局)
8. 私立幼稚園の全世帯に対する負担軽減のための補助を復活させる。
9. 「こども食堂」の開設を促進するため、実情にあった丁寧な支援をおこなう。(福祉部)
10. 県の行う町村部の生活困窮家庭への学習支援事業を拡充すること。また、各市の学習支援事業についても、講師派遣を含めた支援を強化する。(福祉部)

Ⅲ. 国の社会保障切り捨て政策の防波堤となり、 県民の福祉を守る県政へ

(1) 安心して子育てできる埼玉県を

1. 保育施策の充実について (福祉部)

- ①待機児童の解消を図るため、県有地を建設用地として積極的に提供する。
- ②保育所の増設をはかるため、一般財源化された公立保育所の運営費と建設費への国庫負担を復活させるよう国に求める。
- ③職員の確保が難しくなっているため、東京都と埼玉県の国の補助の基準となる公定価格の格差解消を国に要望する。県主催の説明会はもとより、保育士確保の取り組みを強化する。隣接都県に保育士が流出しないよう、民間社会福祉職員処遇改善費の復活など給料の大幅な上乘せを行う。一歳児担当保育雇用費を堅持する。産休等代替職員費補助金を増額する。
- ④プール活動での監視者の配置のため、プール活動期間の人件費補助の加算をおこなう。午睡チェックアプリの導入費用などのSIDS対策への補助をおこなう。
- ⑤障害児保育対策費補助金を増額する。
- ⑥調理員担当者の人員増のための補助制度の創設と、アレルギー等対応特別給食提供事業費の増額をはかる。対象児数は1人からとし、宗教食や離乳食、体調不良時の食事等も対象とする。エピペン保持者については別途加算する。
- ⑦補助対象となっている認可外保育施設や家庭保育室に対する運営費補助を継続し、大幅に増額する。保護者に対する保育料補助制度を創設する。
- ⑧認可外保育施設が認可施設に移行するための施設整備事業費の増額をはかる。
- ⑨多子世帯保育料軽減事業は継続する。
- ⑩保育所内での死亡事故について、実態調査・検証を行い、二度と繰り返さないよう対策を講じる。

2. 学童保育施策の充実について

- ①国の「放課後児童健全育成事業の配備及び運営に関する基準」について、参酌化や基準の緩和の中止を求める。(福祉部)
- ②県の「放課後児童クラブ運営基準」に基づいて専任で常勤の指導員を常時複数配置できるよう、児童クラブ1施設当たりの補助基準額を増額する。国の制度である「放課後児童支援員等処遇改善事業」及び「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の積極的な活用を市町村に働きかける。(福祉部)
- ③「県ガイドライン」を満たした40人以下の適正クラブ(支援の単位)に対応する県

事業予算を確保する。大規模クラブの解消のための「分割計画」を市町村に提出させ、その結果を公表する。(福祉部)

④指導員不足を解消するために、指導員の賃金引き上げや緊急時の指導員確保のための県独自の事業を創設する。(福祉部)

⑤従来の特別支援学校放課後児童対策事業の活用を希望する施設に対しては、引き続き補助を継続する。指導員の人件費基準単価を増額すると共に、障害児童数に対する指導員の配置基準を「児童3人に指導員1人」に改善する。(福祉部)

⑥放課後デイサービス事業への移行を希望する既存施設については、確実に移行できるよう支援する。同事業の施設について実態を調査し、質の向上と充実に生かす。今年度の報酬基準改定について、事業経営への影響を調査し、経営を圧迫しないよう基準の見直しを国に求める。(福祉部・教育局)

(2) 貧困・格差をなくし、再びチャレンジできる埼玉へ

1. 児童虐待防止対策の強化について (福祉部)

①引き続き児童相談所の増設を図るとともに、川越・熊谷の両児童相談所にも一時保護所の併設をすすめる。

②越谷児童相談所の管轄について、草加支所を格上げするなどして分割すること。一時保護所の個室化を推進する。

③児童相談所の正規職員の増員、とりわけ、児童福祉司や臨床心理士の大幅な増員を図る。

④児童養護施設の職員配置基準を実態に合わせて見直しを図るとともに、施設の措置費を引き上げるよう国に求める。県単独事業として実施している児童養護施設等人材確保対策事業の充実をはかる。

⑤大規模児童養護施設の運営状況に配慮しながら小規模化を促進する。小規模児童養護施設や乳児院の整備を促進する。

⑥「希望の家」住宅支援事業を拡充すること。児童養護施設出身者の県独自の給付制奨学金制度を創設すること。大学進学自立生活支度費を、拡充するよう国に要望する。

2. 児童自立支援施設等の拡充を図る。(福祉部)

3. 生活保護行政及び低所得者対策について (福祉部)

①生活保護基準額の引き下げを撤回し、元に戻すよう国に求める。保護の決定にあたっては、行き過ぎた扶養義務の強化は行わない。

②窓口での保護申請の不受理を根絶するよう各市に対する指導を強める。窓口対応において、申請者の人権やプライバシーが厳密に守られるよう指導を徹底する。

③孤立死を防ぐために、生活保護制度についての広報啓発を強化する。制度の詳細や困ったときの相談窓口案内を全戸に配布する。公的な機関でも広く配布する。申請用紙は生活保護担当カウンターに設置する。

④住居や食事を実態とかけはなれた高額料金で提供し、さまざまな名目をつけて保護費のほとんどを“ピンハネ”する悪質業者や団体の野放しを許さない、実効ある対策を講じる。また国に対して悪質な「貧困ビジネス」を規制するための法整備を求める。「被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例」にもとづき規制するとともに、必要に応じてさらなる規制の強化を図る。

⑤福祉事務所に警察官OBを配置するのではなく、早急にケースワーカーを増員し、専門職の採用を増やす。

⑥市の福祉事務所職員の専門性を高めるための研修の充実など支援をするとともに、短期間で職員を異動させず継続的・専門的に従事する職員を配置するよう市に働きかける。

(3) 高齢者福祉の充実を

1. 高齢者介護の充実について（福祉部）

①特別養護老人ホーム入所を要介護3以上に限定されたが、軽度者も必要に応じて受け入れる。特別養護老人ホームは、既存施設も含めて、介護支援センター、デイサービスなどをかねそなえた在宅福祉の拠点施設として、ほぼ中学校区ごとに整備を図る。④特別養護老人ホーム入居者のホテルコスト（家賃・水光熱費）負担をなくすよう国に求める。県として負担軽減策を創設する。特別養護老人ホームの各部屋は、すべてユニット型個室にするのではなく、低所得者でも入所しやすい多床室も増設する。

②介護施設用地確保をはかるため、公有地を積極的に活用するとともに、国有地の提供を国に働きかける。

③市町村が独自に行う低所得者に対する居宅介護サービス利用に係る利用者負担及び介護保険料の減免等に対する県独自の助成制度を創設する。要介護1・2の軽度者の利用料1割から2割への負担増は撤回するよう国に求める。

④地域包括支援センターをほぼ中学校区ごとに整備を図ること。財政支援や人材養成などの支援策を講じる。

2. 介護士等の確保策を抜本的に強化する。（福祉部）

①埼玉県での介護士確保のために、奨学金制度を拡充する。県内で働く介護職員のための家賃補助や資格取得費助成など県独自の確保対策を行う。

②介護報酬の処遇改善加算について、看護職や調理士・運転士も対象とするよう国にもとめる。また、かつて県が実施していた「民間社会福祉施設等職員処遇改善費」を復活し、高齢者施設職員にも適用する。

③介護施設職員の処遇改善のため実態調査を実施するとともに、一人夜勤を解消するため、県として職員体制基準を明確化する。

3. 高齢者虐待防止法の充実を国に求めるとともに、県として高齢者虐待の実態把握と高

齢者施設への指導を強化する。被虐待高齢者の緊急避難受け入れ先の確保などの対策を進める。(福祉部)

4. 高齢者の免許更新の際に、認知症検査に診断書提出が義務付けられたが、認知症専門医の不足を踏まえ、体制を早急に整備すること。(保健医療部)

(4) 障害者施策の充実について

1. 1, 569人の入所希望者数を重く受け止め、身体障害者療護施設や重症心身障害児施設、知的障害入所更生施設などの入所施設の建設は年次計画を立て推進し、待機者の解消を早期に図る。特に、待機者の集中する県南地域の整備を重点的に図る。公有地の提供も図る。(福祉部)
2. グループホームやケアホーム、生活ホームの待機者を調査把握し、施設の増設を県として支援する。県営住宅の活用について積極的に検討する。グループホーム、ケアホームだけでなく、生活ホームへの防犯カメラ、自動火災報知器やスプリンクラー等に対しても補助金を創設し防犯・消防設備の整備をはかる。(福祉部)
3. 圧倒的に足りない入所施設やグループホーム建設を促進するために市街化調整区域にも建設できるよう市町村や関係機関と調整する。(福祉部・都市整備部)
4. 重症心身障害児の入所施設や在宅支援施設の拡充のために、報酬引き上げや加算など国に見直しを求める。医師や看護師確保のために支援を強化する。(福祉部)
5. 看護教員の増員や通学時の付添サポートなど医療的ケア児の通学、学校活動における保護者負担の軽減を行う。医療的ケア児が利用できる入所・通所施設の増設、レスパイトサービスの拡充を推進する。医療的ケア児の自立と保護者の生活を支える総合的な支援制度の創設を国に要望する。(福祉部・教育局)
6. 精神障害者の社会復帰施設や地域生活支援センターの整備を推進する。また、ホームヘルプやグループホームなどの在宅福祉サービスの充実を図り、社会的入院の解消に努める。これからも精神科病床転換型居住系施設を導入しない。(福祉部)
7. 住民税非課税世帯からの障害福祉サービス利用料負担、施設利用者からの食費、水光熱費、医療費、個室利用料全額自己負担をやめるよう国に働きかける。障害者・家族の負担を軽減するために、県として住民税非課税世帯の利用料負担に対する補助を創設するなど県独自の負担軽減対策を講じる。(福祉部)
8. 精神障害者手帳所持者の運賃割引を実施するよう鉄道会社に働きかける。とりわけ県出資事業団体であるニューシャトルや埼玉高速鉄道については、早急に割引制度を適用する。(企画財政部、福祉部)
9. 65歳以上の障害者については、介護保険制度を優先適用すると規定した障害者総合支援法7条の廃止を国に要請する。当面は介護保険制度の優先適用を一方的、機械的に実施せず、利用者の希望と必要性に応じて障害者福祉サービスを継続して受けられる

よう市町村に働きかける。(福祉部)

10. 病院や郵便局、図書館、介護施設への手話通訳配置が可能になるよう、通訳者の養成・派遣事業を拡充する。(福祉部) 手話などに関する学習教材ハンドブックを作成し小中学校に広げ、総合の授業などで活用する。聴導犬の普及のための具体的施策の展開と財政支援を行う。(教育局・福祉部)

11. 埼玉県発達支援総合センターの体制を強化し、発達障害を理解し、支援できる人材の育成をいっそう推進する。

12. 施設職員の確保のために、処遇改善費の復活などで職員の賃金を大幅に引き上げる。(福祉部)

(5) 「住まいは人権」の立場で住宅政策の充実を

1. 県営住宅について (都市整備部)

① 県営住宅建設5か年計画を策定し、公営住宅への需要の多い県南地域や県西部地域など、都市部での公営住宅の建設や建て替えを重点的に進める。借り上げ方式による公的賃貸住宅の供給についても予算を増やし積極的に推進する。公営住宅建設用地取得に係る国の補助金を復活するよう国に求める。

② 家賃減免については、保護世帯の1.1倍から1.3倍までの収入世帯も適用となるよう基準を見直す。

③ シルバーハウジング(高齢者専用住宅)の増設や高齢者の生活支援ができる公営住宅の増設を図る。

④ 県営住宅のエレベーター設置を推進する。

⑤ 同一市内や近隣の県営住宅の、下層階への住み替えを認める。

⑥ 大久保団地など老朽化が著しい県営住宅については、早急に修繕計画をつくり、改善を図る。新規入居の際には、インターホンや湯沸かし器、ガス台等最低限の付帯設備を据え付ける。

⑦ 一般住宅及び子育て支援住宅について、一律10年以内とする入居期間を廃止する。

⑧ 県営住宅のアスベスト撤去を早急に終わらせる。

2. 都市再生機構の団地建て替えにあたって、高齢者等が住み慣れた場所で安心して暮らせるよう借り上げ県営住宅等の併設を図る。(都市整備部)

3. 高齢者世帯の住宅確保を図るため、家賃軽減補助にとどまらず、共用部分、共同施設整備に係る費用を助成する国の制度を活用して、優良賃貸住宅の整備を大いに促進する。(都市整備部)

4. 民間集合住宅について (都市整備部)

① 老朽化マンションへのエレベーター設置を促進させるため、管理組合が国の社会資本整備総合交付金を活用できるよう県として所要の措置をおこなう。

② 管理不全マンションの問題解決のために、マンション管理士などの「外部専門家」の

活用について管理組合等への広報・啓発を強める。

③「老朽化マンション管理適正化支援先導事業」の再開、埼玉県分譲マンションアドバイザー無料派遣事業の継続など、マンション管理組合への支援を充実・強化する。

④平成22年度以来、実施されていない「埼玉県分譲マンション実態調査」を実施する。

5. 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録制度については、登録賃貸物件を大幅に増やす。住宅確保配慮者の入居相談等に確実に応えられるよう、不動産業者と家主の連携を促進する。

IV. 誰もが安心して受けられる医療制度の確立を

(1) 国民健康保険について

1. 国民健康保険制度の共同運営について（保健医療部）

- ①国保は社会保障である。この立場から、国保に対する国庫負担の割合を1984年の水準に計画的に戻し、国保財政の安定化を図るよう国に求める。
- ②これ以上の国保税の引き上げは、さらに滞納者を激増させ、ひいては制度破綻を招く。市町村の法定外繰り入れは引き続き認め、県として、独自の財政支援も行い保険税増額引き下げを計画的にすすめる。
- ③税の徴収率の向上や保険税額の統一を押し付けないこと。滞納者に対して積極的に納税猶予・減免制度を周知し、営業再建・生活再建を最優先とするよう市町村に徹底する。
- ④市町村条例で生活困窮者への税の減免基準を明確にするよう指導する。
- ⑤短期保険者証と資格証明証の発行を止め、正規の保険証を発行する。未交付をなくし、皆保険を支える。
- ⑥窓口負担を減免した市町村への2/3補助を、市町村、被保険者、医療機関に周知する。

2. 福祉医療制度の充実について（保健医療部）

- ①乳幼児・ひとり親家庭・重度障害者の福祉医療助成制度については、現行の償還払いから現物給付に改善する。県内一律のレセプト請求を導入する。また、国に対し統一した公費負担制度の創設を求める。
- ②普通交付税不交付団体に対する補助率の引き下げをやめ、元の補助率に戻すとともに、財政状況が苦しい町村に対する補助率を3分の2に引き上げる。乳幼児医療費助成について政令市への補助を復活し、今後も政令市・中核市に対し、差別なく補助を継続する。
- ③税金などを滞納している世帯に対して福祉医療制度の利用を制限しないこと、すでに制限を導入している場合には中止するよう市町村に徹底する。
- ④重度心身障害者医療費助成制度について、精神障害者の対象を拡大し、精神病床への入院にも適用拡大する。65才以上で該当となった場合不適用とする制度を廃止する。所得制限を廃止する。

3. 国民健康保険の「特定健診」「特定保健指導」に係る助成を大幅に増額するとともに、「特定健診」の健診項目の充実をはかる。（保健医療部）

4. 高齢者医療の充実について（保健医療部）

- ①後期高齢者医療の保険料滞納者に対する短期証の発行をやめ、すべての被保険者に保険証を交付するよう広域連合を指導・助言する。
- ②後期高齢者医療保険料を低く抑える観点から、法定とは別に広域連合に対して県独自に財政支援する。

(2) 疾病対策について

1. 県内の東西南北に引きこもり相談サポートセンターを増設すること。専門体制を整え、訪問活動なども積極的に行えるよう拡充する。(保健医療部)
2. 流産を繰り返す「不育症」について、不妊症と同様に支援を行う。広報・周知、相談窓口の整備、自治体担当者や医療従事者への研修、不育症の検査・治療にたいする助成を創設する。(保健医療部)
3. 旧優生保護法被害者救済のために独自の人員体制をつくり、調査を進める。(保健医療部)
4. 肝がん・重度肝硬変治療促進事業の予算を十分確保し、患者などへの周知徹底、広報・啓発の強化、医療機関への指導をおこなう。肝炎患者の受検率の向上に努める。肝臓専門医の確保・育成に力を入れ、患者が専門医に容易につながれる仕組みをつくる。(保健医療部)
5. 高齢者の医療や介護の現場を支援する地域の中核的な医療機関の整備を進める。(保健医療部)
6. 大気汚染による気管支喘息患者の医療費に対する助成制度を創設する。(環境部、保健医療部)
7. 難病医療費助成の新制度について(保健医療部)
 - ①軽症者も対象に加えるとともに、患者の自己負担を増やさず、軽減をはかるよう国に求める。また、患者の自己負担に対する県の助成制度を設ける。
 - ②難病患者の負担軽減のため、保健所支所を復活させ、継続申請における提出書類の簡素化申請期間の延長や窓口増設など手続きの改善を国に求める。
8. 石綿(アスベスト)曝露から県民の健康を守る。
 - ①石綿関連製造施設の従業員や元従業員とその家族、周辺住民を対象にした健康調査を実施する(保健医療部、産業労働部、病院局)
 - ②石綿の労災認定を抜本的に見直すとともに、被災者の見つけ出しをすすめ、建設労働者や「一人親方」も含めすべての健康被害者を救済する。周辺住民の被害認定でも、石綿肺や良性石綿胸水などを労災同様、対象に含めるよう国に求める。(産業労働部)
 - ③アスベスト仕様建築物の解体・修理・廃棄物処理などの際徹底したアスベスト粉じん対策をとる。高額なアスベスト使用建築物解体工事費用の一部助成を拡充する。(県土整備部)

- ④「アスベスト健康被害救済法」を改正し、認定枠の拡大と救済補償額の引き上げを図るよう国に求める。(保健医療部)
- 9. 乳幼児健診の未受診者への支援を重視し、特に3歳児健診まで全て未受診が続いた家庭への訪問を制度化する。乳幼児健診の徹底のためにも、保健師の増員を図る。特に県の保健師を母子保健などで市町村への指導、助言、同行訪問ができる体制に増員する。(保健医療部)
- 10. 保健所機能と職員体制を強化・拡充する。(保健医療部)
- 11. 新型インフルエンザなど感染症対策の強化について(保健医療部)
 - ①H5N1型ウィルスによるヒト・ヒト感染の強毒性インフルエンザなどの流行に備え、抗インフルエンザ薬とプレパネミック・ワクチンの備蓄量を大幅に増やすなど、万全の体制を整える。
 - ②感染症専門の医師・看護師の養成に努めるよう国に求める。県として感染症指定医療機関の指定を進め、医療体制の充実をはかる。
- 12. 市町村における地域猫活動を推進し、野良猫の不妊手術情勢等の支援を継続・拡充する。保護犬・猫の譲渡先探しに協力する動物愛護団体等に助成を行う。(保健医療部)

(3) 医師・看護師不足を解消し、安心して医療を受けられる体制づくりを

- 1. 人口比で全国一医師数が少ない現状を解消するため、埼玉県立大学への医学部設置の実現へ総力をあげる。国に対して、医学部の新設を認めるよう強力に働きかける。(保健医療部)
- 2. 臨床研修医や医学生の奨学金を拡充する。県内の病院に臨床研修医が集まるよう、イベントや広報を実施する。県立病院での臨床研修医受け入れを促進する。(保健医療部)
- 3. さいたま市美園地域への順天堂大学病院の進出にあたって、地域医療機関から医師の引き上げを行わないよう文書確認を求める。(保健医療部)
- 4. 院内保育所、産休育休復帰後の研修機関の体制を充実し、労働条件の改善などを進めて女性医師や看護師の復職を支援する。(保健医療部)
- 5. 看護師不足解消のため、看護師養成数を増やすとともに、県内医療機関への定着促進をはかる観点から処遇改善策を講じる。(保健医療部)
- 6. 医師、看護師はじめ医療労働者の労働実態を県として把握する。特に公的医療機関での実態調査をすみやかに実施する。(保健医療部)
- 7. 過失の有無にかかわらず、医療事故被害者を救済する無過失補償制度を早期に創設するよう国に求める。(保健医療部)

(4) 安心できる医療体制整備を

1. 小児・周産期母子医療について (保健医療部)

- ①各二次救急医療圏の輪番制を整備し小児救急医療体制の充実を図るとともに、初期患者が二次救急医療機関に集中しないよう初期救急への県の支援を行う。
- ②ハイリスク出産の増加に対応できる総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターのさらなる増設や医師確保、NICUの増床を図る。春日部市立医療センターが地域周産期母子医療センターとなれるよう支援する。周産期医療を再開した西埼玉中央病院もすべてのNICUが機能できるよう、引き続き支援を強める。熊谷総合病院の周産期医療復活のため支援する。

2. 救急医療体制整備について

- ①救急指定病院を増やす。救急隊が搬送先の病院を迅速に選定できるように、症状に応じて適切な処置ができるよう「救急医療情報システム」の改善を図る。(危機管理防災部・保健医療部)
- ②搬送困難受け入れ病院への支援を拡充し、病院数を増やす。(保健医療部)
- ③循環器・呼吸器病センターをさらに拡充し、救急救命機能を担う。(保健医療部)

3. 県立小児医療センターについて (病院局)

- ①県立小児医療センター跡地の医療型障害児入所施設「カリヨンの杜」について将来的には入院・救急医療機能をさらに充実させるよう支援を強化する。当面は、土地・建物の無償貸与、医師・看護師の派遣を継続させる。
- ②県立小児医療センターの長時間の駐車場待ちを一刻も早く解消する。

4. 県立病院における勤務医の長時間過密労働の改善をはかる。非常勤医師についても労働実態を把握し、改善をはかる。(病院局)

5. 丸山駅発のがんセンター行バスの増便と路線の延長をはかり、病院への通院等の改善を図る。(病院局)

6. 社会福祉法に基づく無料低額診療事業について周知および実施医療機関の拡大をはかる。実施医療機関に対して県として財政支援を実施するとともに、国に対しても補助を行うよう要請する。(保健医療部、病院局)

7. 秩父地域など過疎地で地域医療の中核を担う公立の医療機関に対する助成措置を講じる。とりわけ精神科医の確保に全力をあげる (保健医療部)

8. 総合診療専門医の積極的な育成を図る。(保健医療部)

9. 県立病院について、経営優先となる独法化はおこなわない。(病院局)

V. 県民の安全・安心を図り、平和な埼玉の実現を

(1) 朝鮮半島の和平・非核化、核兵器禁止の実現のために

1. 朝鮮半島の和平と非核化の早期実現のため、南北会談による対話促進と米朝首脳の間接対話の進展をめざし関係各国に働きかけることを国に求める。(県民生活部)
2. 核兵器禁止条約批准を国に対し強く求める。(県民生活部)
3. 非核埼玉宣言を行う。(県民生活部)

(2) 戦争の惨禍を語り伝え、戦争のできる国づくりをスト

ップさせる県政に

1. 「憲法を暮らしにいかそう」の垂れ幕と県主催の憲法記念行事を復活するとともに、学校教育などあらゆる機会をとらえて日本国憲法の普及・啓発に努める。(県民生活部・教育局)
2. 県平和資料館については、科学的な研究を実施するために必要な職員体制と予算を確保するとともに、専門家をはじめ、県内の平和団体や遺族会などの声を幅広く反映できる仕組みを創設する。(県民生活部)

(3) 自衛隊・米軍基地被害、安全対策について

1. 米軍横田基地へのオスプレイ配備を撤回するよう防衛省に申し入れる。オスプレイの飛行ルートの情報開示を国に求める。(企画財政部)
2. 米軍所沢・大和田通信基地など、県内の米軍基地の全面返還や縮小を国に求めるとともに、関係市と連携して県民的な運動を展開する。また、夜間運用中止の申し入れを行う。(企画財政部)
3. 入間基地の留保地について、「専守防衛」の枠を超えて海外での戦争のための拠点としての整備となる災害対処拠点・自衛隊病院の建設を撤回するよう国に求める。2008年の「ジョンソン基地跡地利用計画」にもとづく方向で、騒音の緩衝林や公園の建設をすすめるよう働きかける(企画財政部)。
4. 入間基地周辺住民の騒音被害を低減するため、少なくとも早朝、夜間、日曜日、祝祭日及び年末年始の飛行を中止するよう国に求める。大型のC2輸送機配備計画に反対する。また、米軍の航空自衛隊入間基地の限定使用に反対する。(企画財政部)

5. 関東一円で行われている米軍C130の有視界低空飛行訓練の情報を収集し、基地対策協議会の自治体はもちろん、その他の関係自治体にも提供する。米軍・自衛隊、民間機が錯綜する空域での低空編隊飛行訓練の抑制を要望する。(企画財政部)
6. 国民保護計画にもとづく訓練は中止する。(危機管理防災部)
7. 陸上自衛隊大宮駐屯地内の化学学校での毒ガスの生産・研究について情報収集するとともに、さいたま市とともに事故発生時の対応に万全を期す。大宮駐屯地は住宅地の中にあり、毒ガスの製造・研究に適した立地ではないため、早急に施設を撤去するよう国に求める。(危機管理防災部・農林部・都市整備部)
8. 基地対策の強化のために担当部署を設置する。冊子「埼玉の基地・基地跡地」を復刊する。県基地対策協議会に参加していない自治体へ情報提供を行う。(企画財政部)
9. 圏央道鶴ヶ島インターチェンジ東側土地区画整理事業地内北側産業団地に進出するIHIに対して、建設する工場の軍事利用はさせないこと (産業労働部)

(4) 東日本大震災被災者への支援継続と放射能対策を

1. 東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手、宮城、福島各県の真の復興のため、引き続き3県からの支援要請に対しては誠意を持って全力でこたえる。(危機管理防災部)
2. 東北3県など被災地からの県内避難者への支援については、市町村と連携し、避難者の生活実態をきめ細かく把握し、個々の状況に応じた生活再建支援策を実施する。(危機管理防災部)
3. 放射能汚染対策について
 - ①県実施の空間放射線量測定を来年度も継続する。(危機管理防災部)
 - ②市町村学校給食の食材の産地公開と放射能調査を支援する。(教育局)
 - ③浄水場の発生土適切な処理をするよう万全を期す。浄水場や水循環センター内に保管する場合は、建屋で囲うことを基本に飛散・流出防止に万全を期す。周辺自治体・住民への説明を十分に行う。(企業局・下水道局)
 - ④原子力災害に備えた他県(茨城・静岡等)の広域避難計画への対応については、要請内容、協議状況を県民へ公開すること。人道支援を基本としつつも、そもそも原発再稼働は行うべきではないとの立場で国及び他県への対応をする。(危機管理防災部)

(5) 安全・安心なまちづくりを

1. 建築物などの耐震化について
 - ①防災拠点の耐震化について、公共施設の耐震化を完了すること。ライフラインでは、特に浄水場の耐震化と水道管耐震化は、一刻もはやく耐震化を完了する。すべての自治体庁舎の耐震化完了を急ぐとともに、BCP＝事業継続計画を全市町村が早急に策定す

るよう支援する。

②倉庫や化学工場、石油類貯蔵所などの総点検を実施し、改善の必要な事業所については耐震強化や安全対策を強力に指導する。(危機管理防災部)

③民間建築物に対する県の耐震診断・耐震改修補助制度については、延べ面積が500平方メートル以下の施設も対象にするよう規模要件を緩和する。(都市整備部)

④病院や保育所等の医療・福祉施設の耐震化について、予算を増額するなどして一刻も早く完了させる。(福祉部、保健医療部・都市整備部)

2. 一般国道や県道のマンホールの液状化対策を促進する。(都市整備部)

3. 市町村などの消防職員や装備が基準を満たすよう、市町村への財政支援を強化する。県主導による消防本部の広域化方針を撤回する。(危機管理防災部)

4. 消防団や自主防災組織の人員確保と後継者養成など、組織の充実に県としても積極的に支援する。(危機管理防災部)

5. 災害図上訓練(DIG)の普及に対する市町村への支援を強化する。(危機管理防災部)

6. 交番の増設をはかるとともに、警察内部の人員配置を見直し、交番に配置する警察官を増員する。駅前交番の留守状態を改善する。(警察本部)

7. 公共下水道の整備を促進するとともに、合流式下水道の改善対策を促進する。(都市整備部、下水道局)

(6) 交通安全の推進と交通環境の整備を

1. 国道並びに県道の交差点改良(右折レーン等の設置等)、自転車専用レーンやコミュニティ道路の整備を計画的に進める。(県土整備部)

2. 県道の歩道整備、バリアフリー化を促進するために予算を拡充する。特に通学路については、早急に対策を講じる。危険箇所には計画的に歩道を整備するとともに、暫定的にガードレールなどを整備する。県道の路面損傷の補修・維持管理費を増額する。(県土整備部)

3. 一般国道や県道などの老朽化した橋梁の点検・補修・耐震化について、予算を増額し、計画を前倒しして進める。(県土整備部)

4. 国道254号バイパスの延伸工事を中止する。都市計画変更の手続きを進める。市民の意見を反映させる。(県土整備部)

5. 市街地における自転車専用レーンやコミュニティ道路の整備を促進する。(県土整備部)

6. 三芳PAスマートICの車種拡大を中止し、大型車通行を許可しないよう国に求める。(県土整備部)

7. 交通信号機の予算を大幅に増額し、増設と改良を積極的に推進する。お年寄りや障害者が安心して交差点を渡れるように、交差点のスクランブル化など歩車分離式信号機への改良、音響信号機の設置を積極的に進める。老朽化した信号機や交通標識の総点検を

実施し、更新を図る。エコ型信号機および停電時も使用可能な発電機つき信号機を増設する。

横断歩道や停止線など、路面標示の白線が消えているところを点検し、ただちに補修すること。（警察本部）

8. 高崎線、埼京線、武蔵野線などJR、私鉄各線の混雑緩和を図る。（企画財政部）

9. 鉄道駅のバリアフリー化の促進について（企画財政部）

① JR、私鉄各線の駅舎・ホームのエレベーター・エスカレーターの未設置駅対策を急ぐ。エレベーター・エスカレーターの維持費への補助を行う。

② 鉄道駅の安全確保のための人員配置を増やし、早朝の駅無人化を早急に解消する。ホームドア、可動式ホーム柵の設置を促進する。

③ 階段の緩勾配化、24時間利用可能な自由通路の設置など駅の利便性向上を支援する。

10. 埼玉新都市交通（ニューシャトル）について、運賃引き下げ、割引乗車券の拡大、朝夕の通勤通学時間帯の増便、駅トイレ・エレベーターの設置など利用者の利便向上をはかる。（企画財政部）

11. 広域的な公共交通の充実の観点から、コミュニティバスやデマンド交通などを運営する市町村への支援を強化する。市町村の公共交通がより効果的なものとなるよう、自治体の枠を超えて検討・協議する場をつくる。（企画財政部）

12. 県内の住宅地上空を飛行する羽田空港増便計画について、トライアル飛行の実施とともにその計画の撤回を国に求める。（企画財政部）

VI. 地域産業を振興し、人間らしく働ける埼玉を

(1) すべての中小企業を視野に入れた産業振興政策を

1. 中小企業振興基本条例に基づき、中小企業振興のための予算を増額する。埼玉県中小企業振興基本条例の具体化のための検討会議を設け、実態に即した提言を行う。(産業労働部)
2. アンケートや直接の聞き取りによる小規模事業者までの悉皆調査を行い、県内事業者の実情を把握する。「事業承継」など、個別のテーマを設けて実施する。(産業労働部)
3. 県制度融資並びに中小企業金融について (産業労働部)
 - ①部分保証など中小企業信用保証制度の改悪を元に戻すよう国に求める。また、貸し渋りなど中小企業の資金調達が阻害されないよう万全の措置を講ずる。
 - ②個人事業主・経営者向けの民間金融機関のカードローン利用実態を調査・分析し、県制度融資の改善・拡充に反映させる。
4. 中小企業への官公需発注の拡大について
 - ①県発注の公共工事については、下請業者も県内業者の活用を徹底する。また、下請工事代金が適正に保証されるよう元請業者への指導を徹底する。(県土整備部)
 - ②県発注公共工事の中小企業への発注率を高めるため、分離・分割発注を進めるとともに、県の発注標準を遵守する。「施工体制台帳」の整備徹底を図るとともに、元請に重層下請を含め下請金額の報告を明確に義務づけ、よりチェック体制の強化を図る。(総務部、県土整備部)
 - ③全事業者が法定福利費を確保できるよう、公共工事契約における標準見積書の活用を元下請企業含めて徹底する。平成29年10月1日改正の埼玉県建設工事標準請負契約約款第3条2を周知徹底する。(総務部)
5. 多子世帯向けに限らず、秋田県や県内自治体が行っている全世帯対象の住宅リフォーム助成制度を県として実施する。(産業労働部・都市整備部)
6. 入札制度の改善について
 - ①経験のある職員が減らされ、部内で積算等ができる人材が不足している。予定価格を設定する際は、専門家を採用・養成することも含めて、正確な設計・積算に努める。(総務部・県土整備部)
 - ②総合評価型入札については、地元労働者の雇用率や労務費水準などの評価項目を加え、地元中小業者が優先して仕事を確保できる制度に改善を図る。(県土整備部)
7. 県の委託業務や発注工事で業務委託契約を結ぶ際に、適正な労働条件や賃金が確保さ

- れるよう、県独自の客観的な経費の基準を定め請負業者や下請業者に守らせる「公契約法」の制定を国に求める。県も「公契約条例」の制定を視野に、検討のための協議会を設置する。(総務部・産業労働部・会計管理者)
8. 重層下請構造となっている建設産業における末端下請および労働者の低賃金解消へ、行政や労使代表などで構成する検証のための協議会を継続的に開催する。(県土整備部)
 9. 土木工事に限定した重層下請け構造改善の取り組みを建設工事へ拡大するとともに、実施結果を検証し、取り組みの改善・拡充を図る。
 10. 県として建設労働者の賃金実態調査に踏み出すこと。設計労務単価の引き上げを、末端の建設労働者にまで反映させる。将来の建設産業を担う若手の人材を育成する観点から、認定職業訓練運営費補助金の満額(1/3)を支給する。建設労働者の「担い手」確保の必要条件と言える「完全週休2日制」を埼玉県としても試行する。スタートした埼玉県ハッピーサタデーを市町村にも普及させるとともに、定期開催として定着を図り、民間工事への普及に努める。(県土整備部)
 11. 建設業退職金共済の、制度理念に基づいた適切な運用と制度普及の具体策を立てる。(県土整備部)
 12. 産業団地等への企業誘致にあたっては、県民の優先雇用と正規雇用創出を働きかけるとともに雇用実績について検証し、その結果を公表する。ホンダ狭山工場は廃止せず、引き続き存続・活用するようホンダに対して要望する。(産業労働部・企業局)
 13. 産業団地の造成にあたっては、農振農用地の開発を極力抑制し、優良農地の保全につとめる。(都市整備部・企業局)
 14. 先端産業プロジェクトの推進にあたっては、特定企業の支援ではなく、全県の中小事業者を視野に入れた産業振興策とする。費用対効果の検証を行い、結果を県民に公表する。
 15. 県内の貸金業者にたいし、威嚇的な取り立てや過剰貸し付けなどをしないよう適正な業務運営を指導する。また、ヤミ金融業者に対する取締りの徹底、ヤミ金融被害者相談への対応を図る。(県民生活部・産業労働部・警察本部)
 16. 所得税法第56条を廃止し、事業主、家族従業者の働き分(自家労働)を経費として認めるとともに、事業用資産については、一定期間の事業継承を条件に相続税の減免を認めるよう国に求める。(産業労働部)
 17. 大型店立地規制と商店街の振興対策について
 - ①大型店や大規模集客施設を、広域的に調整できる県独自の条例やガイドラインを制定する。(産業労働部・都市整備部)
 - ②大規模集客施設の誘致を中核とした土地区画整理事業について、地域商業に及ぼす影響などを考慮し、見直しを図る。(都市整備部)
 - ③商店街の活性化をはかるため、空き店舗対策や黒おび商店街補助事業を拡充するとともに、公営住宅や福祉施設などの公共・公益施設とを組み合わせた商店街づくりを推進

する。(産業労働部・都市整備部)

④商店街の活性化をはかるため、地元農産物の直売所の開設や朝市など農商工連携の取り組みへの支援を強化する。(産業労働部)

⑤商店の店舗改装や備品購入などに対する商店街リフォーム助成制度を創設する。同様の補助を実施する市町村に対する財政支援を導入する。(産業労働部)

18. 2019年10月からの消費税10%増税を中止するよう国に強く働きかける。中小企業の消費税の延納措置を認めるとともに、課税免税点を引き上げるよう国に求める。軽減税率とインボイス制度は導入しない、外形標準課税を中小企業まで拡大しないよう国に求める。(産業労働部)

(2) 人間らしく働ける環境整備と雇用の確保を

1. 就業率の向上のため、ランチ等事業を拡充し、ヤングキャリアセンター、女性キャリアセンターを県内に複数開設する。また、県内の各ハローワークにおいては、マザーズコーナーを設置するよう国に求める。(産業労働部)
2. ブラック企業に就職した場合の対処法について、若者向け労働ガイドブックの内容をよりわかりやすく改善する。埼玉労働局や埼玉弁護士会などとも協力して、労働法や働き方のルール、ワークルール講座を全県立高校で開催する。国におけるワークルール教育推進法案の一刻も早い制定を要望するとともに、県としても、同様の趣旨の条例制定の検討を求める。(産業労働部)
3. 県実施の労働相談の充実をはかる。若者向け相談窓口として若者労働ほっとラインを拡充し、LINEなどツイッター以外のSNSでの発信も強化する。若者労働連携会議の発展、拡充を。解雇規制や労災申請など、雇用主への啓発を重視し、「ブラックバイト」・「ブラック企業」を根絶する。(産業労働部)
4. 県や市町村など、地方公共団体におけるパート、臨時、嘱託、派遣などの雇用形態による差別的な賃金を改善する。均等待遇の原則に基づく賃金・一時金・諸手当・退職金の支給、経験年数などを考慮した昇給制度を実施する。県の非正規職員の正規化をはかるとともに、市町村の実態把握と適切な指導を実施する。「会計年度任用職員制度の導入」にあたっては、労働組合等と十分協議し、現在任用されている非正規職員の処遇に不利益が及ばないようにする。(企画財政部・総務部)
5. 県立高等技術専門校については、訓練指導員の増員や施設の整備、訓練科目の拡充、夜間コースの拡大など機能の充実を図る。(産業労働部)
6. 若手技術者育成をはかるため、認定職業訓練助成事業費をさらに拡充する。(産業労働部)
7. 障害者の雇用を促進するため、全ての市町村に障害者就労支援センターを設置できるよう予算の拡充に努める。(産業労働部)

8. 県民間企業の障害者雇用率を引き上げるために働きかけを強化すること。特に定着率の高い特例子会社を誘致する。(産業労働部)
9. 障害者の法定雇用率を早期に達成できるよう計画的な取り組みをおこなう。県教育局については、障害者雇用水増し問題の反省と教訓にたつて、早急に特別な対策を講じる。教育現場のバリアフリー化や人的サポート体制の拡充を推進する。(産業労働部、教育局)
10. 地域の高齢者のエネルギーを引き出すシルバー人材センターをおおいに発展させること。民業を圧迫しない、危険な業務には従事させないということを前提として、請負業務においては、厳密に「臨時・短期・輕易」な業務に限定する。今後、「臨時・短期・輕易」という請負の範囲を超える業務を提供する場合は、労働者としての権利の保障された派遣や紹介業務とする。(産業労働部)

(3) 農業破壊の自由貿易協定に断固反対し、埼玉農林業の

振興を

1. 日本農業に壊滅的打撃となるばかりでなく、医療や労働など生活のあらゆる分野に深刻な影響をおよぼすTPP 11(環太平洋連携協定)、日EU・EPAから撤退し、日米FTA交渉は中止するよう国に求める。(農林部)
2. 県産ブランド米について(農林部)
県産米の普及促進に全力をあげる。高温に強い県産ブランド米の品種改良などの研究体制を強化する。高温障害が発生した場合にはすみやかに被害実態を調査し、農家の個別相談に親身に応じるとともに販売促進に全力をあげる。
3. 農林振興センターや農林総合研究センターの職員体制、特に専門職員や農業普及員の削減をやめ、増員をはかる。(農林部)
4. 県有農業関連施設の耐震化および老朽施設の改善をはかる。(農林部)
5. 農業集落排水事業に係る交付金の補助対象枠を拡大し、同事業の促進を図る。(農林部)
6. ホールクroppサイレージ(稲発酵飼料)の拡大に努める。(農林部)
7. 埼玉エコ農業推進事業費を増額し、有機農業や低農薬など、環境にやさしい農業に取り組む農家やグループを支援し、安全な農産物の生産を広げる。(農林部)
8. 県産農産物の消費拡大を図るため、学校、病院、福祉施設等の給食や、県内食品産業の加工品等への県産農産物の使用促進のためのPRを強め、直売所、加工場、体験交流型施設の設置や整備等を支援するなどの総合的かつ積極的な地産地消対策を講じる。(農林部)
9. 増え続ける鳥獣被害を防止するため、鳥獣の生態や繁殖条件の調査を実施するとともに、鳥獣を適正な密度に減らす地域や市町村、猟友会の取り組みを支援する。また、国に対し鳥獣被害対策交付金を大幅に増やし、防護柵・わなの設置、捕獲物の利用など農

家や自治体の取り組みへの支援を強めるよう求める。(農林部・環境部)

10. 県産木材の利用を促進するために

①CLTの開発・普及など県有施設の木質化をいっそう促進する。県営住宅の長寿命化計画の実施にあたっては、CLTの活用を推進する。木材の耐火部材利用や木造による耐火構造物など最新の技術を取り入れるなど、県産木材の多様な利用促進をはかる。(総務部・農林部・都市整備部)

②住宅建設における県産木材の利用促進のため助成制度を充実させる。また、木質バイオマスによる間伐材や木くずの燃料化、バイオマス発電の推進など山村地域での新たな事業を促進する。ペレットストーブやボイラーの開発、普及を促進する。(農林・都市整備部・環境部)

11. ソーラーシェアリング、いわゆる営農型太陽光発電を本県の農業再生の施策の一つとして位置付けて、その普及・研究に努める。各地の農林振興センターなどにモデル施設を作る。(農林部・環境部)

12. 荒廃する森林地域の環境維持のために林業予算を大幅に増額する。林業後継者育成のための取り組みを強化する。埼玉県森林整備担い手基金積立金の適正運用を指導する。(農林部)

13. 山林の生態系に配慮し広葉樹の植林など推進する。針葉樹林の利用促進の観点から山林の総点検と対策を図る。(農林部)

14. 都市農業の振興をはかる。

①体験農園を都市農業における大事な施策として位置づけ、農業ボランティア、市民農園、都市住民による農業生産への参加など、地域の条件にあった農業生産への参加、農家と住民との交流が広げられるよう県として予算を増額し、支援を強める。(農林部)

②市民農園や直売所、農地内及び周辺に設置されたトイレ、休憩所、駐車場、ハウスの作業用通路など、農業用施設については農地並み課税とする。(企画財政部)

③農業協同組合が農業生産の技術指導や直売所の設置、生産・出荷の計画的実施など、生産と流通、加工など地域農業の振興に積極的な役割をはたせるよう支援・協力を強める。(農林部)

④農業用施設用地、屋敷林等を、都市計画等において、農業振興を図り緑地を保全すべき土地として明確に位置付ける「緑農地制度」を創設し、農地課税のあり方をふくめ規制と振興策の両面からその保全を図るよう国に申し入れる。(農林部・環境部)

15. 農業後継者の育成確保のため、後継者に対する無利子・長期の経営資金の提供、経営と生産技術の習得機会の提供、青年男女の交流機会の拡大などに県と市町村、農業協同組合が一体となって取り組む。非農家や他産業からの農業への新規参入者の定着に力をいれ、対象年齢拡大とともに、一定期間の生活支援や資金、技術、農地の面での総合的な拡充を引き続き行う。(農林部)

16. 食の安全を守るために

- ①不良な食品や農産物等から食の安全を守るため検査・監視体制強化、情報共有化や危機管理体制を確立する。保健所の食品衛生の監視・検査部門を抜本的に強化する。(保健医療部・農林部)
- ②B S E (牛海綿状脳症) の全頭検査を再開するよう国に求めるとともに、県独自でも全頭検査を復活する。(保健医療部)
- ③種子法の復活を国に強く求める。(農林部)

(4) 緑豊かで公害のない埼玉県を

1. 産業廃棄物処理の事業者責任を明確にし、不法投棄の防止など産業廃棄物処理対策を引き続き強化する。(環境部)
2. 違法な土砂の堆積について (環境部)
 - ①届出を要する堆積については、周辺住民に対する事前の事業内容説明会の実施を義務づけるよう、関係条例を改正する。改正するまでの間も、周辺住民への説明を確実にし、同意を得る努力をするよう事業者を強く指導する。届出が不要な規模の堆積についても、事前の説明会を実施するよう指導する。
 - ②届出に反する土砂堆積を防ぐため、引き続きパトロールを強化する。
3. 不正軽油の生成から大量に発生する硫酸ピッチや、地下水から法定基準値を超えて検出されるヒ素やセレンなどの有害物質による環境汚染を防止するとともに、事業者への立ち入り検査を実施し、違反者への厳格な指導と監督をおこなう。また、不法投棄のルートと関与者の解明、違反者など排出者の責任による撤去を実施させる。(環境部)
4. 温室効果ガス大口排出事業者に対しては削減計画の提出にとどまらず、県との協定を締結し、計画の達成を義務づける。(環境部)
5. 比企丘陵、狭山丘陵、三富新田、見沼田んぼ、平林寺周辺など都市近郊緑地を開発から守るとともに、都市部に残されている貴重な山林や屋敷林について、積極的な保全対策を講ずる。相続税の納税猶予制度の創設など緑地保全にかかる税制上の優遇措置の拡大を国に求める。この地内の農業振興に特別の支援を行う。(環境部・企画財政部・農林部)
6. 「となりのトトロ」のふるさと狭山丘陵の保全をはかるため、公有地化を進めること、また、希少種が生息するなど貴重な地域については特別地域指定を推進する。(環境部)
7. 川越、所沢、狭山、三芳の3市1町にまたがる通称「くぬぎ山」周辺の自然再生を図るため土地緑地法特別保全地区の公有地化を推進する。(環境部)
8. 水質汚濁が著しい河川、池・沼の総合的な浄化対策を関係自治体とともに推進する。(環境部)
9. 貴重な緑地空間として、住民にとって憩いの場ともなっている調節池・調整池の多様な利用・調整を推進するために、関係自治体や利用者などによる協議会などの設置に県

がリーダーシップをとる。(環境部)

(5) 自然エネルギーの推進で県内産業の振興を

1. 自然エネルギーの導入による地域再生と産業振興をめざす「自然エネルギー推進基本条例」(仮称) 制定に向けて検討を進める。(環境部)
2. 自然エネルギーの開発普及促進計画を、環境基本計画から独立させる。県民の自然エネルギー活用に関する相談にワンストップで対応できるよう、部局横断組織を確立し体制を強化する。(環境部)
3. 太陽光発電への設置助成を復活させるとともに、多様な自然エネルギーを開発普及促進するために、他のエネルギー開発促進も支援する。埼玉エコタウンプロジェクトについては、検証結果にもとづきより効果的な施策となるよう見直す。(環境部)
4. 太陽光発電施設設置のための農地転用は、景観保護・自然保護の観点から慎重に行う。広大な山林伐採など自然破壊や景観破壊を伴うメガソーラー開発に関する規制を検討する。(環境部)
5. 自然エネルギーの開発にチャレンジする県民や団体にインキュベーション施設など県有施設を提供するとともに、研究・開発への支援を強化する。(産業労働部)
6. 市民共同発電事業への助成については、予算を大幅に増額し、1事業上限100万円に戻す。自然エネルギー開発促進のための融資制度や市民ファンド創設を支援する。(環境部)
7. エネルギーの大量消費から脱却するために、ヒートアイランド現象対策や緑化対策を強化する。(環境部)
8. 省エネルギーや二酸化炭素排出量削減の観点から、自動販売機やコンビニエンスストアの24時間営業、深夜の過剰なライトアップ、深夜労働や生産施設の24時間稼働などに対する指導と規制を強める。(環境部)

Ⅶ. 子どもの成長を保障する教育と文化・スポーツの振興を

(1) みんなが分かる喜びを実感できる学校教育を

1. 国の責任で「30人学級」に踏み出すよう国に求める。2002年度から実施している学級編制の弾力化方針を、学年進行で全ての学年に拡大する。(教育局)
2. 教科書採択にあたっては、昭和41年のユネスコ勧告に基づき、教師など学校現場の声を尊重する。(教育局)
3. 県教育委員会の実施する学力状況調査を中止するとともに、全国いっせい学力テストの中止を国に求める。(教育局)
4. 県内の公立小・中学校が学校教育の一環として実施している体験学習においては、自衛隊を対象にしないよう市町村教育委員会に助言する。(教育局)
5. 全ての小・中学校に特別支援学級を設置できるよう市町村に対する支援策を講じる。(教育局)
6. 発達障害児の通級指導教室を増設する。当面全市町村に複数の教室を設置できるよう早急に対策を講じる。特に中学校に通級指導級を設置する。そのために発達障害児のための支援担当教員の加配など体制を保障する
7. 長期欠席の障害児に対して訪問教師を配置して在宅授業を実施すること。(教育局)
8. さわやか相談員の身分を保障するためにも、全額県費負担制度を復活する。相談員研修を充実させる。スクールソーシャルワーカーの体制を拡充する。(教育局)
9. 不登校の児童・生徒のための適応指導教室の名称を「教育支援センター」などに変更し、現籍校への復帰を前提とせずに支援する。全市町村への設置をめざす。不登校者を支援するフリースクールなどNPOに対する財政支援を行う。(教育局)
10. 川口市での公立夜間中学開校にむけ、開校時期や募集手続き等を周知徹底する。語学支援員、ALTやスクールカウンセラーなど、積極的に加配を行う。通学定期の購入、就学援助の受給が可能となるよう支援を行うこと。(教育局)

(2) 魅力ある県立学校づくりのために

1. 地域に根ざした魅力ある県立高校づくりを、地域や関係市町と一体で推進する。2029年4月までに10校程度の県立高校を統廃合する計画は撤回する。廃止した昼夜併設型の夜間定時制高校についても、希望者の多い地域については再設置や新設を検討する。(教育局)

2. 県立学校に配分される学校管理費などの予算を増額する。(教育局)
3. 県立学校の事務職員を削減しない。これまでに削減した学校については元に戻す。(教育局)
4. 就学援助制度について、市町村および市町村教育委員会と連携して啓発を進める。生活保護基準の切り下げによって就学援助の対象外とされた世帯も、引き続き制度を利用できるように市町村教育委員会に働きかけるとともに、県として財政支援を実施する。(教育局)
5. 騒音や大気汚染、ゴミの山による悪臭など環境の劣悪な学校については、防音対策や空調設備の整備やゴミ山の撤去など、児童・生徒が学習に集中できる環境を早急に整備する。(教育局)
6. 特別支援学校の過密や教室不足を解消するため、年次計画を立て、引き続き学校を新設する。川口特別支援学校をはじめ、特に教室不足が深刻な県南部地域については、肢体不自由児と知的障害児の学校を新設し、早期に教室不足の解消をはかる。春日部特別支援学校、上尾かしの木特別支援学校の過密解消のため、旧岩槻特別支援学校の活用を図る。(教育局)
7. 特別支援学校の良好な教育環境を確保するため、特別支援学校の学校設置基準を早急に策定するよう国に要望する。(教育局)
8. 県立盲学校、ろう学校をはじめ、特別支援学校の送迎バスを増車し、通学時間を短縮する。バス運行の民間委託をやめ、直営に戻す。(教育局)
9. 県としてはじめて小中学部のみの特設支援学校となった、所沢・狭山特別支援学校について教職員の加配を継続・拡大する。(教育局)
10. 「文化芸術基本法」にもとづき、青少年を対象とした文化・芸術の体験・鑑賞できる環境整備を推進する。(教育局)

(3) 教育環境を整備し、一人一人にゆきとどいた教育を実現するために

1. 青少年の非行や犯罪を防止し、健全な育成を支援する青少年相談員制度の充実と財政支援を図る。(県民生活部)
2. 学校における子どもの安全を確保するために、「学校安全条例」(仮称)を定め、不審者対応を含めた安全対策のための専門職員の配置や、施設改善を市町村と一体で取り組む。(教育局)
3. 県立高校の特別教室、体育館へのエアコンの設置を計画的に推進する。小・中学校の普通教室へのエアコン設置を促進するため、維持管理費補助など、県独自の財政支援策を講じる。小中学校体育館のエアコン設置に財政支援する。(教育局)

4. 学校のバリアフリー化および和式トイレの洋式への改修、障害者対応トイレの設置・拡充など施設改善を進める。県立学校で早急に実施するとともに、市町村を財政的に支援する。(教育局)
5. 学校施設や社会教育施設における石綿（アスベスト）の使用実態調査の再チェックを行い、施設の劣化・損傷の状況を監視し、除去に必要な財政の確保、「石綿障害予防規則」等に基づいて適切な維持管理を行う。(教育局)

(4) 子どもたちの教育のために、豊かな人員体制整備を

1. 賃金や研修、人事などの処遇にリンクする、一般教職員に対する人事評価制度はやめる。教育活動に対する教職員の自主性や共同性、専門性を尊重した学校づくりを進める。(教育局)
2. 小中学校の教育現場にタイムカードを導入し、教職員の労働時間を把握し、長時間労働の解消に努める。市と協力し合い教師のうつ病や、過剰ストレス等の実態把握に努め、長時間・過密勤務の改善に向け、具体的対策を進める。また、日常相談体制の構築や、休業中の教師への現場復帰計画を個別に立てるなど、改善に向けて条件整備を図る。教員の産休や病休に伴う代替職員の早期対応で児童生徒や学校への負担をなくす。(教育局)
3. 臨時的任用教職員、再任用教員について(教育局)
 - ①正規採用枠を大幅に拡大して定数内臨時的任用教職員を計画的に縮小する。
 - ②長期臨任教員の経験を適切に評価し、優先的に採用する。
 - ③臨任教員の同一校継続任用を原則とする。
 - ④市町村費で採用した学校教職員の勤務条件等について実態調査を行い、賃金や労働条件の改善について助言・指導する。
 - ⑤再任用教員の配置は定数外とする。
 - ⑥教員の産休や病休に伴う代替教員の早期対応で児童生徒や学校への負担をなくす。
 - ⑦定数内臨任について、3月31日だけ任用期間から除く、いわゆる「空白の1日」をなくす。
4. 教員採用試験について(教育局)
 - ①臨時的任用教員特別選考、障害者特別選考枠を引き続き拡大する。
 - ②教員採用試験に係る選考基準、システム、選考方法を原則としてすべて公開する。
 - ③教員採用試験の受験者本人に対しては二次試験を含めて全ての試験結果が詳細に分かるよう公開するとともに、採用試験の答案や採点結果等は少なくとも3年間は保管し、本人の開示にも応じる。
 - ④正規採用について年齢制限を撤廃する。

(5) 私立学校の振興のために

1. 私立高校運営費補助を大幅に引き上げる。(総務部)
2. すべての外国人学校に対して、十分な補助金の支給を実施する。朝鮮学校への補助金支給停止をただちに解除する。(総務部)

(6) 文化的で豊かな生活を支える生涯学習・文化・スポーツの推進を

1. 高齢者の豊かな文化生活を保障するため、県営施設利用料の高齢者減免制度を復活する。(教育局、県民生活部、福祉部)
2. 地元の意向を無視した県立図書館の統廃合計画を中止するとともに、図書館の予算を大幅に増額し、県立図書館を拡充する。(教育局)
3. 県立美術館・博物館・芸術劇場について(教育局)
 - ①文化芸術を創造し享受することはすべての県民の権利である。公立文化施設の使命として、生活困窮者や障害者の利用には十分配慮し支援する。
 - ②内容の充実をはかるため、関係予算を大幅に拡充する。学芸員の研究活動についても予算措置を実施し、学術研究の充実をはかる。公立美術館間でのネットワークの拡充を図ること。学芸員の増員を図る。
 - ③文化活動の拠点として文化遺産の保全・公開・展示の活動を充実させる。同時に、子どもの教育や生涯学習の拠点施設としての機能を十分果たせるよう、学芸員などスタッフの充実に努める。
 - ④高校生・大学生および18歳未満の利用者を拡大するため、アニメやゲームとコラボした積極的なPRと魅力ある展示をいっそう推進する。無料で観覧できるコーナーの設置、無料観覧日の拡充などの対策を講じる。
 - ⑤本県に所在する前川國男氏作をはじめとする近現代建築作品を再評価し、積極的な活用を図る。
 - ⑥埼玉のモダン建築の楽しみ方ガイド「埼玉モダンたてももの散歩」を再発行する。
4. 文化振興基金助成事業の充実。各団体への助成回数を通算2回と限定せず、助成回数を増やし、より多くの県民に文化芸術に触れる機会を提供する。民俗芸術公開事業の再開と新たな文化財の掘り起し、文化財の保存・活用に必要な人的配置と財政支援を行う。ヘリテージマネージャーの養成への支援を強める。(県民生活部)
5. 国民体育大会や県民体育大会などの大型イベント中心のスポーツ施策ではなく、青年やスポーツ愛好者の自主的な文化・スポーツ活動を保障する施設の整備や活動に対する公的支援を強める。また、次代のスポーツ選手育成のためにも、ジュニア世代に対する

県有施設の減免制度を創設する。オリンピック・パラリンピックも、このような立場から推進する。施設などは極力簡素なものとする。(県民生活部・教育局・都市整備部・企業局)

6. 大宮公園など県営公園の駐車場有料化を中止すること (都市整備部)

Ⅷ. 憲法と地方自治を守り、県民のための県政実現を

(1) 地方自治の花開く埼玉を

1. 自治体の「広域化」を強制的にすすめ、住民と向き合う地方自治体の本来の役割をゆがめる道州制の推進に反対する。(企画財政部)
2. 県から市町村への権限移譲にあたっては、すでに実施した事務についての検証を行う。権限移譲の事務の実態に十分見合う分権推進交付金を手当とする。また、市町村にとって過度の負担となるような事務は移譲しない。補助金の整理合理化にあたっては市町村の財政に与える影響を十分考慮し、市町村との事前の協議を行う。(企画財政部)
3. 直轄事業費負担金制度の廃止を国に求めるとともに、県施行事業に要する経費の関係市町村の負担金を廃止する。(県土整備部)

(2) 女性の人権を尊重し、男女共同参画社会の実現を

1. 県審議会委員等への女性の参画、県職員、教職員、警察職員等の管理職への登用を積極的に図るとともに、市町村での取り組みを支援する。(総務部、県民生活部、教育局、警察本部)
2. 急増するDV（ドメスティック・バイオレンス）対策について(県民生活部)
 - ①DV相談に対応するため、県婦人相談センターのいっそうの充実を図る。また、市町村においても相談センターの設置を促進する。
 - ②DV被害者及び、その同伴者を安全に保護するための公的シェルターの整備を図るとともに、民間シェルターに対する支援を強める。また、加害者更生の取り組みを強化する。
3. 県男女共同参画センターの拡充を図る。相談員の常勤化や設備の充実など機能を強化する。県内女性団体の連携強化を図るため、意見交換の場を設けるなど県としての積極的に役割を果たす。(県民生活部)
4. 性犯罪被害者への支援のさらなる充実を図る。関係機関・団体と協力して、病院型のワンストップ支援センターの設置を推進する。(県民生活部・県警)

(3) LGBT等（性的マイノリティ）の権利を守り、差別

をなくす

1. LGBT等（性的マイノリティー）への差別や偏見のない職場環境をつくるため、組織の役職者に対する研修を促進すること。自治体関係者、企業の人事担当者への研修会などを拡充する。
2. 性的マイノリティーの人権を尊重し差別をなくすために、分かりやすい独自のパンフレット・県民向けのポスターによる啓発を積極的に実施する。当事者と定期的に懇談する。

（４）過酷な取り立てをやめ、納税者の権利を尊重した徴税

を

1. 滞納者の生活の実態や戸別の事情を十分把握した上で、きめ細やかな納税相談に丁寧に応じる。納税相談の際には、滞納者本人が同席を希望する第三者の立ち会いを認め、市町村にも立ち会いを認めるよう周知をはかる。（総務部）
2. 滞納処分にあたっては、機械的な財産調査や差押えを行わない。居住生活や生産活動のための土地建物や生活必需品や用具、生業用の自動車や生産用品、生活存続・事業継続用の預金及び給料は、基本的人権や生存権を保障するものであり、差し押さえはしない方針を明確にする。督促状などの送付にあたっては、人権侵害につながる赤色など視覚的にめだつ封筒等を使わないよう市町村を指導する。（総務部）
3. 取り立てに偏重した徴税業務に陥ることがないように、個人住民税市町村表彰は取り止める。（総務部）
4. 納税者からの相談があった場合には、滋賀県野洲市のように税滞納は生活困窮のサインと受け止め、関係部署とも連携して事業再生や生活再建を支援する。必要な場合には地方税法第15条第1項第4号及び第5号を適用して地方税の徴収や差し押さえや換価を猶予する。（総務部）
5. 情報漏えい防止の観点から、住民税通知書へのマイナンバー記載は行わないよう各市町村に徹底するとともに、国に事務連絡の撤回を求める。（企画財政部・総務部）

（５）不要不急の事業の見直しを

1. ハツ場ダム建設中止と水源対策について、治水にも利水にも役に立たないダム建設のための負担金増額はこれ以上一切認めない。（企画財政部）
2. 霞ヶ浦導水事業、思川開発事業は中止すべきと国に求める。（企画財政部）

(6) 県職員の定数増と処遇改善で、県民に奉仕する県庁に

1. マイナンバー制度の厳格な運用につとめ、個人情報の流出・悪用防止に全力をあげる。
(企画財政部)
2. 行政需要の増大や雇用確保に逆行する県職員の定数削減計画を中止し、県民サービスの向上と県職員、教職員の労働条件を改善するため、定数条例を改正し大幅な人員増をおこなう。全庁的に技術職員の養成と増員を図る。(企画財政部・教育局・企業局・病院局・下水道局)
3. 職員の長時間勤務を改善するとともに、メンタルヘルス対策を抜本的に強化する。(総務部)
4. 政策立案や法令にもとづく県固有の業務については、民間委託を行わず、公務・公共サービスを守り充実する。(企画財政部)
5. 県出資法人の整理合理化や事業の見直しにあたっては、プロパー職員の雇用確保に責任を負い、失業者をつくらない。(企画財政部)
6. 県有地の未利用地については、大企業への払い下げや土地信託を行わず、公営住宅や福祉施設の建設用地など公共利用を優先する。当該自治体の希望を尊重する。(総務部)
7. メーカーなどの県民行事において、県庁正門前スペースなどの利用を認める。(総務部)
8. 消費者行政の拡充について(県民生活部)
 - ①消費者行政推進費や消費生活相談等運営費など、消費者保護のための予算を大幅に増額し、相談員の増員や消費生活支援センターの機能の充実を図る。消費生活センターの電話番号「188=いやや」を地域包括支援センターはじめ高齢者施設などで積極的に広報啓発する。
 - ②消費者行政活性化基金の期間延長を国に働きかける。
 - ③消費者の安心・安全の確保を図るため、不当表示等に対する監視・指導態勢を強化する。
 - ④市町村へ消費者安全確保地域協議会の設置を働きかけるとともに、各自治体を支援する。
 - ⑤県・市町村の消費者行政職員研修を充実し、専門性を備えた職員を育成し、長期的視点にたった体制整備を進める。県の消費生活相談員の処遇を改善し、常勤化する。

以上

〔地域の個別要求〕

【秩父】

- ・国道140号、秩父市内秩父陸橋の早期の撤去および平坦化をしてください。
- ・国道299号線、尾田蒔信号の県道交差点十字路に右折レーンを設置してください。
- ・県道秩父・久長線の改良と小林商店前の狭隘な交差点に信号機を設置してください。
- ・県道皆野・荒川線公園橋交差点に右折レーンを設置してください。

【神川町】

- ・神川町内の県道の白線の引き直しを大至急お願いします。特に横断歩道は消えかかっていて大事故になりかねません。

【上尾】

- ・第2産業道路「ツタヤ」があるさいたま市境の交差点信号への歩行者用信号機の設置
- ・第2産業道路の原市3丁目、2区の歩道街路灯の設置
- ・川越上尾線の上尾陸橋交差点、ヤマダ電機辺り、西宮下交差点辺りの冠水の解消
- ・上尾久喜線のケーズデンキからセブンイレブン辺りの冠水の解消
- ・さいたま菖蒲線の平塚公園辺りの冠水の解消
- ・上尾環状線(BS通り)泉台1丁目交差点の信号機に歩行者用信号機の設置
- ・向山3丁目、1丁目の境の館橋交差点の信号機に歩行者用信号機の設置
- ・県道大谷本郷さいたま線の大谷本郷と中新井を交差する手押し信号を定周期式信号へ変換

【三芳町】

- ・三芳町内の国道254号線の歩道の改修と整備の促進をしてください。
- ・県道三芳富士見線（富士見市境～三芳小交差点）に歩道を設置してください。
- ・平地林の保存を支援してください。
- ・みらい通り（鶴瀬駅～国道254号）に信号（田中青果前）を設置してください。

【川口市】

- ・芝川(旧芝川)、堅川、緑川、綾瀬川のヘドロ対策・水質浄化などで、緑化・親水事業の促進をはかること。
- ・川口市が管理する江川、前野宿川、辰井川は貯水池を設置し、水害・治水対策を進めてきたところがあるが、埼玉県が管理する毛長川に合流することから市と連携を図り、県として更に河川改修を強化し、川口地域の水害対策に取り組むこと。
- ・住民の意向を活かした生活道路の整備を図ること。

- ①市道仁志町領家町線の西川口の信号機設置など安全対策を進めること。
- ②県道大間木蕨線・芝4丁目付近の水害対策を進めるとともに、県道大間木蕨線の歩道のバリアフリー化の完了を急ぐこと。
- ③県道越谷・川口線の赤山周辺地域(S R新井宿駅～首都高速川口線下赤山交差点)の歩道拡張を進めること。
- ④県道金明町鳩ヶ谷線の歩道の確保及び整備に努めること。
- ⑤蕨陸橋下、芝新町に設置してある通路は、人と自転車の通り抜けが出来るが、歩行者が危険なため安全対策を早急に行うこと。
- ⑥県道さいたま鳩ヶ谷線、石神1194以降、戸塚地域方面にかけて近隣小中学校への通学路について、歩道の確保など道路整備を進め、安全対策を行うこと。
- ・芝川沿いのサイクリングロードについて。
 - ①安全確保のためにも植栽が途切れない様に整備すること。
 - ②ベンチの設置を図ること。
- ・川口市は中小企業集積地であるが、景気回復見込めず厳しい経営状況が続いている。よって「埼玉県中小企業振興条例」の具体化はもとより川口市への特別な支援を検討すること。
- ・県立川口特別支援学校の過密解消に向け、教育環境の整備改善と川口市内に特別支援学校の支援増設を急ぐこと。併せて通学の負担軽減に向け川口市内に肢体不自由児に対応出来る特別支援学校を設置すること。
- ・中核市に関わって
 - ①中核市の事業に関わって「安心・元気！保育サービス支援事業費補助交付金」「放課後児童健全育成事業費補助」の加配分の補助要綱を見直し、中核市も対象にすること。
 - ②県からの職員派遣については川口市の現状に合わせ支援すること。職員研修についても相互の職員交流の場などを持つこと。
- ・川口市の「東内野前町東保全緑地」を川口市の貴重な緑地保全として「さいたま緑のラスト保全地」として認定すること。
- ・地域支援生活事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金は補助率通り交付を行うこと。

【狭山市】

- ・狭山市では急傾斜地崩落事業（埼玉県の事業。一部狭山市も負担）が必要箇所の約12%に留まっているので、事業の促進をしてください。
- ・頻繁に災害を発生させている不老川の拡張工事を早急に完成してください。
- ・狭山有料環状道路（狭山大橋）の通行を無料にしてください。
- ・狭山市内を通る県道の横断歩道や規制線を早急に引き直してください。

【蕨市】

- ・緑川の拡幅整備を進め、内水対策を強める。定期的に清掃する。河川脇の柵は見通しが良いものに一部改善が行われたが、全域での改善をする。
- ・蕨市民公園に交番を設置する。
- ・特別支援学校を戸田市に計画どおり設置する。
- ・自治体病院に補助金を出すこと。
- ・信号機設置予算を増額し、蕨市北町1丁目市民体育館南側など市が要望している箇所に信号機を設置する。特に、危険な通学路（元蕨法ケ田線と蕨中央通り線、元蕨法華田線と主要地方道朝霞蕨線の2つの交差点など）への設置を急ぐこと。
- ・錦町土地区画整理事業へ国が十分な補助金を交付するよう国に強く要請する。

【所沢市】

- ・川越所沢線、新所沢第1踏切の歩道を拡幅してください。
- ・川越所沢線、花園交差点に歩行者用信号（新所沢→川越方面）を設置してください。
- ・所沢堀金狭山線、中富南1丁目ケーヨーD2からオザムまでの東側の歩道に街灯を設置してください。

以上